

入札時における工事費内訳書の提出について

工事費内訳書に記載する内容が改正されました！

(「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」(平成 12 年法律第 127 号) 第12条)

令和 6 年 6 月 14 日に改正された「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」が、令和 7 年 12 月 12 日に全面的に施行され、「材料費・労務費及び当該公共工事に従事する労働者による適正な施工を確保するために不可欠な経費として国土交通省令で定めるものその他当該公共工事の施工のために必要な経費」を記載した内訳書を提出することが義務化されました。

○今回の改正により記載が必要となった項目

- **材料費**

必須項目: 主要な材料費

任意項目: 雑材料、建設機械の燃料費、仮設材の賃貸料金

- **労務費**

当面の間、積み上げ可能な方式(歩掛、施工パッケージ型積算方式等)で積算した労務費

- **法定福利費**

建設工事に従事する者の健康保険料等の事業主負担額

- **安全衛生経費**

労働安全衛生法令等に基づく労働災害防止対策に必要な経費

- **建退共掛金**

建設業退職金共済制度の掛金

○千葉県企業局の対応について

「千葉県企業局発注工事の入札における工事費内訳書取扱要領」を、令和8年3月24日付けで改正しました。

令和8年4月1日以降に入札公告又は指名通知を行う案件から適用します。別記様式及び記載例を参考に、必ず記載願います。

○当面の経過措置

「今回の改正により新たに記載が必要となった項目」に記載の不備があった場合でも、当面の間は直ちに入札を無効とする取扱いとはしません。

千葉県企業局
管理部経理課 契約班
043 - 307 - 1390